平成２４年（フ）第１３２０号
千葉市中央区末広２丁目５番２号
破産者　粟飯原俊夫
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２３号
千葉県市川市塩焼３丁目17番23―211号
破産者　有限会社長尾重機
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２４号
千葉県市川市塩焼３丁目17番23―211号　レクセルガーデン行徳
破産者　長尾　　隆
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７６号
千葉県市川市鬼高３丁目１番３号　ロイヤルコーポ205号
破産者　塚　　京子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
千葉県市原市岩崎91番地63
破産者　阿部　幸子（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
千葉県館山市国分1048番地の１
破産者　鈴木三千郎
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１４２４号
東京都多摩市関戸５丁目２番地３リバーサイドブルー102
破産者　佐藤　裕樹
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
富山市西長江１丁目１番16号
破産者　株式会社エーシージャパン
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９０１号
名古屋市名東区松井町352番地
破産者　ヒストリック・サイクル・ギャラリー有限会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８１号
名古屋市東区古出来２丁目４番17号
破産者　株式会社東海エンジニヤリング
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１９号
愛知県尾張旭市白鳳町１丁目25番地
破産者　株式会社フォーピース
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３０号
京都市上京区千本通上立売下る牡丹鉾町547番地
破産者　株式会社武智電機商会
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７０号
京都市南区久世東土川町200番地23
破産者　有限会社カイト精工
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
熊本市中央区壺川２丁目10番３号
破産者　時任　十一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
熊本市東区小山４丁目８番158号
破産者　有限会社カークィーン
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
熊本市東区長嶺東２丁目14番60―603号
破産者　有限会社ジェイ・アート
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番49号　ヴィラモデルナＣ―201号、開始決定時の住所北海道登別市若草町５丁目13番地11
破産者　高山　礼子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
群馬県前橋市富士見町原之郷1630番地１
破産者　有限会社東方舎
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４８号
群馬県前橋市問屋町２丁目14番地14
破産者　有限会社進栄興業
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１号
群馬県前橋市大胡町520番地３
破産者　高橋　伸幸
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６０号
群馬県前橋市大胡町520番地３
破産者　高橋由枝子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係